

**「(仮称)静岡市太陽光発電施設の  
適正な設置及び維持管理に関する条例」**

**骨子案**

# 太陽光発電施設に対する基本的認識

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、化石燃料由来の電力を、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー由来の電力に転換していく必要がある。

しかし、太陽光発電施設の地上設置型については、森林伐採・土砂流出や濁水の発生・景観への影響・反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適切な維持管理が実施されないおそれなどの問題が全国各地で顕在化している。静岡市でも同様の問題が一部で発生しており、今後大きな問題となることが懸念される。

また、森林伐採を伴う太陽光発電の設置は、森林によるCO<sub>2</sub>吸収量がなくなってしまうので、設備設置に伴うCO<sub>2</sub>削減量と差し引きすると、CO<sub>2</sub>削減効果が低くなる。

このため、太陽光発電については、地域社会として、  
「設備導入前に、地域住民の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた事業であること、及び将来にわたり適正に維持管理されるように誘導していくことが重要である。」と認識している。

# 目的

太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃棄等の手続について必要な事項を定めることにより、防災・環境保全・景観等に配慮がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることを目的とする。

# 責務

## ○市の責務

- ・上記の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずる

## ○太陽光発電事業者の責務

- ・太陽光発電事業を円滑かつ確実にを行うために必要な関係法令の規定を遵守するとともに、防災・環境保全・景観等への配慮にあたり、必要な措置を講ずる
- ・地域住民に十分な情報提供及び説明を行い、太陽光発電事業の実施について理解を求め、地域住民と良好な関係を築く
- ・計画的に資金を積み立てることその他の方法により、維持管理に要する費用や廃止に要する費用を確保しなければならない。

## ○土地所有者等の責務

- ・災害発生を助長し、又は自然環境や生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努める

# 対象施設

本市に設置される太陽光発電施設(太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設)で出力10kW以上のもの。

ただし、建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物)に設置するものを除く。

## <対象施設の考え方>

- 1 電気事業法・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下、再エネ特措法)の体系と整合し、基準を明確にするため、対象を客観的に確認できる出力(kW)基準に一本化し、面積基準は設けないこととする。
- 2 以下の理由から、10kW以上の太陽光発電施設を対象施設とする。

○電気事業法では、出力10kW以上の太陽光発電設備を「事業用電気工作物」とし、基礎情報の届出や技術基準の維持義務などの保安規律を課している。また、再エネ特措法に基づく事業計画認定制度でも、10kW以上は事業用の認定対象となり、適正な維持管理が求められている。

(参考)電気事業法の規定

10kW未満:一般用電気工作物(届出なし。ただし技術基準適合義務あり/立入検査あり)

10kW以上50kW未満:小規模事業用電気工作物(基礎情報届出)

50kW以上:自家用電気工作物(保安規定届出、電気主任技術者の選任等が必要)

○山間地、急傾斜地等における10kW以上の太陽光発電施設は、立地にもよるが、造成や排水計画を要する場合が多く、土砂流出や景観等の外部影響が顕在化しやすい。特に土砂災害関連法の指定区域では、事前確認と維持管理の確保が不可欠である。

- 3 附属施設とは、太陽光発電事業に関連して設置する蓄電池等の設備を言う。

# 区域の設定

太陽光発電施設の設置により、土砂災害や環境、景観等に大きな影響を及ぼすことが懸念される下記区域を「設置規制区域」として設定する。

- ①保安林・地域森林計画対象民有林(森林法)
- ②地すべり防止区域(地すべり等防止法)
- ③急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)
- ④砂防指定地(砂防法)
- ⑤土砂災害(特別)警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)
- ⑥鳥獣保護区特別保護地区(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)  
※本市には存在なし
- ⑦鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律)
- ⑧景観法第8条に基づく静岡市景観計画で定めた重点地区(景観法)
- ⑨自然公園の特別保護地区・特別地域(自然公園法、静岡県立自然公園条例)
- ⑩国指定名勝のうち名勝三保松原・名勝日本平の指定範囲(文化財保護法)

## <設置規制区域設定の考え方>

### ①保安林・地域森林計画対象民有林区域での影響

保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、要件を満たすものに限り、太陽光発電施設の設置は可能であるが、区域内に太陽光発電施設を設置することにより、設置そのものが、土砂災害等のリスクを増大させるおそれがある。また、水源の涵養等の公益的機能を減少させるおそれがある。

地域森林計画対象民有林は、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。

太陽光発電施設を設置するために、区域内の森林を伐採することにより、土砂災害防止やCO<sub>2</sub>の吸収や水源の涵養、生物多様性確保などの公益的機能が損なわれるおそれがある。

### ②地すべり防止区域、③急傾斜地崩壊危険区域、④砂防指定地

区域内に太陽光発電施設を設置した場合、設置そのものが土砂災害等のリスクを増大させるおそれがある。

### ⑤土砂災害(特別)警戒区域での影響

区域内で土砂災害が発生した場合、施設が破損・崩落・流出等し、周辺や下流域の住民に著しい危険を及ぼすおそれがある。

### ⑥鳥獣保護区特別保護地区⑦鳥獣保護区のうち市街化区域を除く区域での影響

地区内に太陽光発電施設を設置する場合、工事中や設置後における樹木の伐採や水面の埋立てによる採餌場の消失、営巣地点の減少など、希少動植物の保全を図ることが困難になるおそれがある。

### ⑧景観法第8条に基づく静岡市景観計画で定めた重点地区での影響

重点地区は地区独自の良好な景観を形成しており、地区内に太陽光発電施設を設置することにより、周辺景観への影響を与え、独自の良好景観を損なうおそれがある。

### ⑨自然公園の特別保護地区・特別地域での影響

自然公園は優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。区域内に太陽光発電施設を設置することにより、自然環境や景観への影響を与えるおそれがある。

### ⑩国指定名勝(名勝三保松原・名勝日本平)での影響

名勝は、「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等その他名勝地で日本にとって芸術上、鑑賞上価値が高いもの」であり、その内重要なものを国が文化財保護法に基づき指定し保護している。太陽光発電施設の色彩や物理的な存在により、名勝地の持つ本来の風致景観と調和せず、著しい景観阻害の要因となるおそれがある。

# 必要な手続き

- 設置規制区域内に設置する場合は、市の許可が必要
- 設置規制区域外に設置する場合は、市に事業計画の届出が必要

## <必要な手続きの考え方>

- 1 災害や環境等において高リスク区域へ太陽光発電施設を設置する場合、行政として設置の認否を判断するため許可制とする。それ以外の区域に太陽光発電施設の**全部**を設置する場合は届出制とする。  
設置規制区域内で増設により10kW以上になった場合は新たに許可が必要となる。
- 2 異なる事業である場合においても「実施主体の一体性」「実施時期の一体性」「実施箇所の一貫性」のいずれもが認められたものについては、原則として一つの事業区域とする。
- 3 太陽光発電施設の設置にあたり、関係法令による許認可等を必要とする場合は、当該許認可等を受けているほか、その設置場所に応じ、基準を満たすと認められるときに限り、市は許可する。また、必要な限度において条件を付することができる。
- 4 設置許可を受けた事項を変更しようとするときは(軽微な変更は除く)、市の変更許可が必要となる。

# 地域住民等への説明

設置許可申請者及び届出をしようとする者(以下、「設置許可申請者等」という。)は、地域住民等へ事業計画の内容を説明することが必要

## <地域住民等への説明の考え方>

- 1 説明の対象となる地域住民等は、設置区域に居住する住民やその町内会のほか、太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する住民をいう。
- 2 事業計画作成の初期の段階から、事業計画の内容を説明する必要があり、地域住民等の理解を得るように努める。また、地域住民等の意見を踏まえ、計画を見直す等の必要な措置を講ずるよう努める。



# 実効性の確保

- 条例が遵守されない場合は、市からの「指導及び助言」「報告の徴収及び立入検査」「勧告」「措置命令」等を経て、「許可の取消」や「事業者名簿等の公表」、「罰則」が適用される場合がある。
- 再エネ特措法による事業計画認定(FIT・FIP認定)の取り消しを国に働きかける。

## <実効性確保の考え方>

- 1 条例未遵守などの不適切な行為があった場合に、許可の取消や事業者名簿等の公表等の措置を講ずることにより、条例遵守の実効性を確保する。
- 2 「偽りその他不正の手段により、許可を受けた場合」や「許可後、一定の期間内に、正当な理由なく太陽光発電施設の設置の工事に着手しない場合」「許可の際、付された条件に違反した場合」「措置命令に違反した場合」等に許可を取り消すことができることとする。許可を取り消した場合には、氏名(名称)や住所(所在地)を公表することができる。
- 3 許可や届出なしに太陽光発電施設を設置することや、報告の徴収や立入検査に応じないことも想定されることから、罰則を検討する。

# 適正な維持管理

- 太陽光発電施設は、土砂災害その他の災害の発生を防止するとともに、環境保全上の支障が生じないよう、太陽光発電事業者は、基準に従い、適正な維持管理の実施を徹底する。
- 大規模太陽光発電事業者は、損害賠償責任保険、その他必要な保険に加入しなければならない。
- 事業の譲渡等により事業者が変更となった場合、地位承継届を提出しなければならない。

## <適正な維持管理の考え方>

- 1 適正な維持管理の実施を徹底するために、太陽光発電事業者は、施設設置後に維持管理計画を作成・公表し、当該維持管理計画に従い、維持管理を行わなければならない。
- 2 事故又は土砂の流出、崩壊等により施設が損壊し、環境保全上の支障が生じたときは、事故への対応を遅滞なく行うとともに、その旨を市に報告しなければならない。
- 3 一箇所あたりの合計出力1,000kW以上の大規模太陽光発電事業者は、事故又は土砂の流出等の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境上の支障が生じたときは、復旧又は支障の除去や他者への損害補償に多大な経費が必要となることから、損害賠償責任保険や火災保険、地震保険等必要な保険へ加入をしなければならない。
- 4 太陽光発電事業は、事業譲渡を行うケースが多いことから、譲渡後に引き継いだ権利や義務に関するトラブルの発生を防ぐために、地位承継に関する事項を定め、事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があったときは、地位を承継した旨の届出を提出しなければならない。

# 廃止後の処分

- 太陽光発電事業を廃止するときは、その旨を届け出なければならない。
- 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、廃棄物とならないよう再利用(リユース)することを優先する。再利用ができない場合は、最終処分量を削減する観点から再資源化(リサイクル)の実施に努めることとする。
- 撤去する場合は関係法令に基づき適切に廃棄すること。施設を撤去した後、事業区域であった土地において、緑化等の修景によって、周辺地域の景観との調和や緑地の保全、防災上必要な措置に努めなければならない。
- あらかじめ当該事業の廃棄等費用に係る現金(保証金)を金融機関に預け入れなければならない。

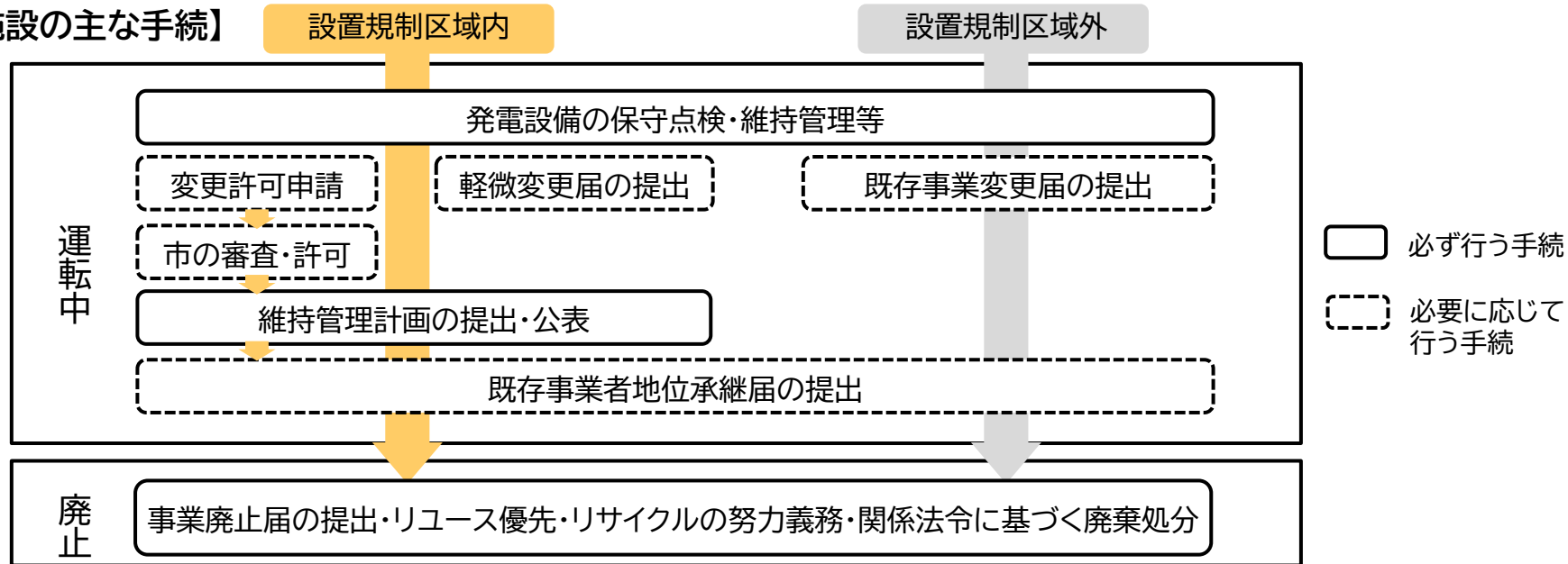
## <廃止後の処分の考え方>

- 1 循環型社会形成推進基本法で定められた循環資源の循環的な利用及び優先順位の考え方に基づき、太陽光パネルについてもリサイクルを行うよりも前に、発生抑制(リデュース)や再利用(リユース)を行うことが必要であり、このことを明確にする。
- 2 2030年代後半以降に、使用済太陽光パネルの排出量が顕著に増加することから、国(環境省、経済産業省)では、太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクルのための制度的枠組みの検討が進められている。リサイクルのための制度的対応については、制度の根幹となるリサイクル費用の負担の考え方に関して、現状結論を得ていない。
- 3 やむを得ず撤去する場合、関係法令に基づき適切に廃棄するとともに、緑化等の修景や防災上必要な措置(掘り起こされた地盤の整地や締固め等)を行い、周辺地域への安全性の確保に配慮することが必要である。
- 4 再エネ特措法において、10kW以上の事業用太陽光発電設備の廃棄等費用の積立制度がある。撤去・廃棄されない場合に備え、独自に廃棄等に要する費用(保証金)を事前に金融機関に預け入れることを義務付ける。

# 既存施設(条例施行前に設置の工事に着手した施設)

条例施行日前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下、「既存施設」という。)についても、将来にわたり安全かつ適正に維持管理や廃止後の処分がなされ、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されるよう、必要な手続きを定める。

## 【既存施設の主な手続】



## <考え方>

- 1 法の不遡及により、設置規制区域内の既存設置については、改めて許可を受ける必要はない。また、設置規制区域外の既存施設については、改めて届出を提出する必要はない。
- 2 ただし、設置規制区域内の既存施設の発電出力等を変更する場合は、変更許可を受ける必要がある。また、設置規制区域外の既存施設の発電出力等を変更する場合は、変更届の提出が必要となる。
- 3 既存設備についても維持管理や廃止後の処分等が適正に実施されるように、維持管理計画の提出・公表及び事業廃止届の提出の義務化を規定する。